

船用ケーブルの絶縁材及びシース材に関する事項

改正規則等

鋼船規則 H 編

鋼船規則検査要領 H 編

改正事項

船用ケーブルの絶縁材及びシース材に関する事項

改正理由

本会規則における船用ケーブルの絶縁材及びシース材に関する要件は、JIS C3410 を参考に規定されている。

当該 JIS C3410 は 2018 年 10 月に改正され、ビニル絶縁材（制御機器配線用ビニル絶縁電線等）に使用されるものを除く）及び鉛被に関する記述を削除したうえで、JIS C3410(2018)として発行された。

このため、JIS C3410(2018)を参考に、関連規定を改めた。

改正内容

主な改正内容は次のとおり。

- (1) ケーブルの許容電流を規定する表において、導体最高許容温度が 75℃のビニル絶縁材（制御機器配線用ビニル絶縁電線等）に使用されるもの）以外のビニル絶縁材に関する要件を削った。
- (2) 鉛被に関する要件を削った。

改正条項

鋼船規則 H 編 表 H2.13, 2.9.13, 2.9.18, 4.2.4

鋼船規則検査要領 H 編 H2.1.4, 表 H2.1.4-1., H2.9.3